

令和6年10月1日から 水道料金を改定します



水道事業を将来にわたり安定的に経営していくために、料金改定を行います。

※今回は下水道使用料の改定はありません。

水道料金改定の背景

1. 老朽施設の更新・耐震化

災害に強い水道管網を構築するため、老朽化が進んでいる配水場の改修や設備の更新、配水管の布設替えなどに、多額の事業費が必要です。

2. 電気料金をはじめとした維持管理費の増大

近年の燃料価格高騰に加え、ウクライナ情勢等の影響や円安の継続などを背景に様々な物価が高騰しており、労務費も上昇傾向にあることから維持管理費が増大しています。

3. 県営水道の料金値上げ

町が受水している県営水道においても、町と同様に経営環境が厳しく、令和7年度より2割程度の値上げを検討しており、本町の原水は100%県営水道のため、大きな影響があります。

4. 人口減少に伴う給水収益の減少

吉見町の人口も国内の状況と同様に減少しており、節水機器も普及してきたため、給水収益はゆるやかに減少していく見込みとなっています。



黒岩配水場の配水ポンプ井
(昭和46年築造)



老朽化により水道管が破損した様子
(令和2年8月 万光寺地内)

新料金の適用時期

【令和6年9月30日以前からご使用の場合】

「偶数月検針のお客さまは12月」、「奇数月検針のお客さまは1月」、「毎月検針のお客さまは11月」の検針時から、新しい水道料金表による水道料金が適用されます。

【令和6年10月1日以降に使用を開始した場合】

初回検針時から新しい水道料金表による水道料金が適用されます。

検針月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
偶数月 (東、南、北地区)	▼検針		▼検針		▼検針 (新料金適用)	
奇数月 (西地区)		▼検針		▼検針		▼検針 (新料金適用)

令和6年10月1日改定

新しい水道料金表

◆令和6年10月から（1か月、税抜き額）

改定率25%

区分	基本料金		超過料金		1㎡につき
	使用水量	料金	使用水量		
口径13mm	10㎡まで	1,180円			
口径20mm	10㎡まで	1,370円	11㎡から	30㎡まで	150円
口径25mm	10㎡まで	4,370円	31㎡から	50㎡まで	175円
口径30mm	10㎡まで	7,500円	51㎡から	100㎡まで	206円
口径40mm	10㎡まで	17,500円	101㎡から	500㎡まで	237円
口径50mm	10㎡まで	36,250円	501㎡から	1,000㎡まで	275円
口径75mm	1,000㎡まで	300,000円	1,001㎡から	3,000㎡まで	318円
口径100mm	1,000㎡まで	312,500円	3,001㎡から	5,000㎡まで	312円
口径150mm	1,000㎡まで	437,500円	5,001㎡以上		306円
口径200mm	1,000㎡まで	500,000円			
臨時			1㎡以上		375円

現行料金との比較

◆実際の請求（2か月分）にあてはめた場合の参考額（税込）は次のとおりです。

下水道（または農業集落排水、公設浄化槽）使用料は含まれておりません。

世帯人員	1人	2人	4人	6人	企業等	
イメージ						
使用水量	16㎡	30㎡	46㎡	68㎡	1,000㎡	
メーター口径	13mm	13mm	20mm	20mm	50mm	
現行料金	2,090円	3,410円	5,852円	8,932円	260,590円	
改定後	新料金	2,596円	4,246円	7,304円	11,154円	325,270円
	差額	+506円	+836円	+1,452円	+2,222円	+64,680円

このお知らせに関するお問い合わせ

吉見町役場 水生活課 水道業務係
〒355-0192 吉見町大字下細谷411
電話：0493-54-1545（直通）

料金改定についての詳しい情報は、
町ホームページにも掲載しています。
<https://www.town.yoshimi.saitama.jp/soshiki/mi-zuseikatsuka/zyousuidou/3773.html>

